

# 常務理事会組織運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、常務理事会の運営に関し必要な事項を定める。

(常務理事会の構成及び権限)

第2条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとする。

(常務理事会の開催)

第3条 常務理事会は、必要に応じて、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長が予め指定した副会長がこれにあたる。

(改正)

第4条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第5条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2023年7月13日（2023年度定時評議員会の日より施行）